

社外役員独立性判断基準

当社の社外役員(社外取締役および社外監査役)については、透明性の高い経営と強い経営監視機能を発揮するコーポレートガバナンス体制を確立し、企業価値の向上を図るため、その独立性を判断する基準を以下の通りとします。(以下のいずれにも該当しない者について独立性を有する者と判断します。)

1. 現在または過去 10 年間のいずれかにおいて、当社、当社の現在の子会社および関連会社(以下、あわせて「当社グループ」という。)の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員その他の使用人およびこれらに類する者(以下、あわせて「業務執行者等」という。)であった者
2. 現在または過去 3 年間のいずれかにおいて、以下 a~j のいずれかに該当する者
 - a. 当社の主要株主(議決権所有割合 10%以上の株主をいう。以下同じ。)、または当該株主が法人である場合には、その業務執行者等
 - b. 当社が主要株主である会社の業務執行者等
 - c. 当社グループを主要な取引先(その取引先の直近事業年度における年間連結総売上高の 2%または 1 億円のいずれか高い方の額以上の支払いを当社グループから受けた者)とする者、またはその取引先が会社である場合には、その業務執行者等
 - d. 当社の主要な取引先(当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の 2%以上の支払いを行っている者)、または、その者が会社である場合には、その業務執行者等
 - e. 当社グループから一定額(過去 3 事業年度の平均で年間 1,000 万円または当該組織の平均年間総費用の 30%のいずれか大きい額)を超える寄付または助成を受けている者またはその者が各種団体等である場合には、その業務執行者等
 - f. 当社の大口債権者等、またはその者が会社である場合には、その業務執行者等
 - g. 当社グループの監査法人である公認会計士または監査法人に所属する者
 - h. 弁護士・公認会計士・税理士・その他コンサルタントとして、当社グループから役員報酬以外に、年間 1,000 万円以上の報酬を得ている者、またはその者が各種団体等である場合には、その業務執行者等
 - i. 上記 a~h に該当する者(重要でない者を除く)の配偶者または 2 親等内の親族
 - j. 当社グループから役員(取締役または監査役をいう。以下同じ。)を受け入れている会社の役員
3. その他、当社の一般株主との間で上記 1~2 で考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者
4. 仮に上記 2 のいずれかに該当する者であっても、実質的にみて一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考える者については、当社は、当該者が会社法上の社外取締役または社外監査役の要件を充足しており、かつ、当該者が当社の独立役員として相応しいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該者を当社の独立役員とすることができるものとする。